

給水装置工事申込者のみなさまへ

越谷・松伏水道企業団より大切なお知らせ

**令和元年10月1日より
消費税率の引上げに伴い
加入者分担金額が改定されます。**

◎越谷・松伏水道企業団給水条例
第5条の2（加入者分担金）

令和元年10月1日以後の給水申込み
又は改造申込みに係る分担金から適用

メーター 口径 (mm)	分担金額 (税抜)	増税前 (税8%)	増税後 (税10%)
13・20	220,000円	237,600円	242,000円
25	430,000円	464,400円	473,000円
40	1,440,000円	1,555,200円	1,584,000円
50	2,450,000円	2,646,000円	2,695,000円
75	6,300,000円	6,804,000円	6,930,000円
100	12,000,000円	12,960,000円	13,200,000円

※ 150mm以上のものについては、協議の上企業長が別に定める。

◎加入者分担金についてのお問い合わせは

越谷・松伏水道企業団 施設課 給水装置担当
TEL : 048-966-3931